

# 公園で撮影をする場合

## 【利用条件】

- ・撮影内容は、公序良俗に反しないもののみです。
- ・撮影時間は、午前 8 時 30 分から日没までです。

## 【注意事項】

- ・公園には駐車場はありません。
- ・他の利用者や、周辺地域に迷惑をかけることのないよう、十分注意してください。
- ・商業用の撮影でない場合は、申請は不要ですが、他の利用者との調整が必要な場合がありますので、事前にご連絡ください。

## 【使用料】

- ・写真の撮影  
1 時間 1,000 円
- ・動画の撮影  
1 時間 3,000 円

※直前に撮影を中止、延期した場合、使用料をお返しできないこともございます。

## 【提出書類】

- 1) 都市公園内行為許可申請書
- 2) 撮影内容のわかる資料(①～⑤を記載した企画書)
  - ①撮影日時・場所
  - ②撮影の目的
  - ③撮影の内容(絵コンテ含む)
  - ④人数(スタッフを含む)
  - ⑤撮影機材
  - ⑥責任者連絡先

## 【申請方法】

- ・撮影の日時が決まりましたら、事前に環境政策課までご連絡ください。
- ・利用日の 1 週間前(土日を含まない)までに、直接窓口へお持ちください。
- ・許可書が作成されましたら、申請者の方にご連絡しますので、環境政策課の窓口へお越しください。  
使用料納入後、許可書を交付します。

## 【申請窓口】

市役所 5 階 8 番窓口 環境政策課緑と公園係 ☎042-470-7753